

第13回 通常総会 会長 あいさつ

三次法人会 会長の菅原でございます。第13回 通常総会を開催するにあたり、ごあいさつ申し上げます。

本日はご多用のところ、当法人会の通常総会に、三次市 市民部長 松本様、三次税務署 署長 古川様、また、ご来賓の関係団体をはじめ、友誼団体の保険会社、そして、多数の会員皆様に、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当法人会では「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税制に関する建設的な提言に対する活動や、子ども達への租税教育など「税」を中心とした公益的な幅広い活動を展開しております。

全法連では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ実現する運びとなりました。

また、令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。それらの対応について、令和7年4月に国税庁より「源泉所得税改正のあらまし」が発信されました。

それらに伴い、当法人会では、令和7年11月に「令和7年度 源泉徴収事務について」の研修会の開催を予定しております。

これまで以上に、多くの会員企業に参加いただけるよう、引き続き、実情に沿った様々な研修会を開催し、皆様にお役立ていただければと考えております。

さらに、本年度より、法人会全体の取り組みとなる「健康経営委員会」を新設し、財政健全化のための健康経営プロジェクト事業を進めていくこととなりました。子どもたちに税の大切さを教えるなかで、税の使い道について、法人会として何かできることはないか？という視点で、税の使途に関する検討が行われ、会員企業の健康経営、活力、業績向上の支援、ひいては、時代を担う子どもたちの社会保障給付費などの税の負担軽減に繋がるよう啓発活動を行うこととしております。

また、当法人会青年部会では、第47回きんさい祭りへの参加と、中学校での租税教室の開催、女性部会では、税に関する絵はがきコンクール開催と小学校での租税教室開催など、青年部会と女性部会との連携も強化し、引き続き地域に密着した活動を展開してまいります。

これらの活動について、ぜひ皆様のご理解ご協力をいただき、また、充実した活動を行うため、会員増強に対し打開策も検討しながら、引き続き多くの会員の皆様と親睦を深め、人と人との繋がりを深めていきます。

これより議案を上程させていただきます。十分にご審議をいただきました後にご承認を賜りたく、何卒、よろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、本日までご出席の皆様には、これからもご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いすると共に、皆様方の事業の更なる発展を祈念して、私からのあいさつとさせていただきます。